

令和元年9月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和元年10月4日(金)

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

ただちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る「付議事件の調査について」であります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

仁井谷保健福祉部長

理事者において、説明及び報告すべき事項はございません。よろしくお願いいたします。

須見委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

重清委員

県民へのスポーツの普及に向けた取組についてお伺いいたします。

先日9月27日から29日までの3日間、茨城県で開催されております「いきいきゆめ国体」で、スポーツ振興議員連盟5名の方で激励並びに視察をしてまいりました。

現地、茨城県では開会式が行われた笠松運動陸上競技場はもちろん、各競技場にも多くの関係者や観客が集まっており、どちらも地元を上げて国体を盛り上げようという熱気を感じたところであり、去年の開会式は大雨、今年はまた蒸し蒸しとした大変暑い開会式でしたが、いろいろと視察をしてまいりましたので、徳島県としては茨城県がこうした機運を国体開催後においてもレガシーとして茨城県民に深く浸透し、スポーツの普及発展にきつといい効果をもたらすと思っております。

一方、我が県においてもスポーツ王国とくしまの実現を掲げ県民へのスポーツの普及に取り組んでおりますが、まだまだ十分とは言えないように思っております。

国体自身としても、今ちょっと少年男子とか少年女子、年齢が下がってきておりまして、それで今回ラグビーを見たんですけれども、相手チームは一つの高校で1チーム作って、徳島は混合でやっております。なかなか合同で練習もできない、それと1チームでありませのでチームワークが相手のほうが上というのがありますので、徳島はこれに向かってもある程度考えていかなければ、いつまでたっても30位というのは夢のまた夢のような状況でございますので、県民挙げてスポーツに対する普及をもっと取り組んでいかなければいけないと思っております。

そこでいくつかお聞きをいたしますが、まず最初に県民へのスポーツの普及に向けたこれまでの取組についてまずお伺いをいたします。

松本スポーツ振興課長

ただいま、重清委員さんより県内におけるスポーツの普及についての取組ということで御質問を頂きました。

まずは先ほど委員のほうからもお話がありましたとおり、茨城県で開催されております第74回国民体育大会の開会式、それからその後の施設の御視察、各県人選手の試合会場での御声援ということで、先月28日29日と重清委員さんそれから岡田委員さん、浪越委員さん5名の方々に大変暑い中、御対応いただきまして誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

次に御質問いただきました、県でのスポーツ普及に向けた取組の状況につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

本県におきましては誰もが生涯を通してスポーツに親しむことができ、日々の暮らしにスポーツが定着しているいわゆる生涯スポーツ社会の実現に向けまして、昨年3月に策定いたしました徳島県スポーツ推進計画、こちらにおきまして計画期間である令和4年度までの5年間の間に、成人の週1回以上のスポーツの実施率、これを65パーセントまで引き上げていくと、それとスポーツの無関心層、関心のない方々をゼロにしていくということで、こういった目標を掲げて施策を推進しているところでございます。

その具体的な施策でございますけれども、まず各地域での生涯スポーツの核を担うことになりまして総合型地域スポーツクラブ、こちらをどんどん創設していくと、それとそれぞれのクラブの質的な充実を図るということで、県のスポーツ振興財団のほうに委託をする形で広域スポーツセンターを設置しておりまして、そちらが中心になって各クラブへのきめ細やかな指導助言を行って、地域住民がスポーツに親しみやすい環境作りに取り組んでいるところでございます。

また、こういったクラブですとか学校などが地域の行政などと連携して行います、子供の体力向上ですとか、地域スポーツの振興、こういったことを図るような取組に対しても県としての助成を行っているところでございます。

また、こういった趣旨に賛同いただきます企業、団体などからの協賛金を頂く形でスポーツを始めるきっかけ作りとなりますイベントですとか、そういったものに助成、それから誰もが気軽に参加できるようなスポーツイベント、こちらをファミスポカーニバルと称して開催をさせていただいております。

また、昨年度からの取組になりますけれども、こちらのファミスポカーニバルの同時開催という形で、日本トップリーグ連携機構に所属する選手ですとか指導者の方をお招きいたしまして、小学生の子供たちを対象に、親子でボールを使ったいろんな遊びですとか、それからラグビーですとか、バレーボールですとか、そういった球技を4種類ほど順に体験していただきまして、指導も受けることもできる、そういったイベントとしてSOMP O(ソンプ)ボールゲームフェスタというものを開催して、今年も11月に開催を予定いたしております好評を頂いております。

また、現在、正に開催中ですが、ラグビーワールドカップ2019ということで、こ

ちらを皮切りに3大国際スポーツ大会が開幕を迎えておる状況ですけれども、先日もジョージアラグビー代表チームによる事前チームキャンプも行われまして、地元の方々との交流なども行われているわけですけれども、そういったキャンプの実施、県民との交流などによりまして、世界トップレベルのプレーに触れていただくということと、昨日もありましたけれども、パブリックビューイングなどでは、県民の方々にそういった代表チームに対する試合の模様を見ていただいて、一緒に応援していただくということで、そういった機会を作り出すことによりまして、県民のスポーツ参画に向けた機運醸成についても併せて図っているところでございます。以上が主な取組でございます。よろしく願いいたします。

重清委員

いろいろと取り組んでおられるみたいでございしますが、それらの取組によってどのような成果が得られているのかお伺いをいたします。

松本スポーツ振興課長

先ほど申し上げたいろんな取組によりまして、どのような成果が得られているのかといった御質問でございます。

こういった取組によりまして、まず県内でのスポーツ普及のバロメーターになります、先ほど少し申し上げましたスポーツ実施率でございますけれども、平成29年度が51.8パーセントでございました。

これが昨年度の調査では56.3パーセント、さらに今年行いました最新の調査結果ですと62.7パーセントということで、こちらのほうも次第に上昇傾向にあるということございまして、こういった数値から県民のスポーツへの普及ということ自体は着実に進んできているのではないかとこのように考えております。

重清委員

着実に少しずつですがスポーツの普及が県民へ浸透しているようには思っておりますけれども、現状の課題をどのように認識し、また今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

松本スポーツ振興課長

こうした取組を行っていく上での課題、それから今後の取組内容についての御質問を頂きました。

先ほど御説明を申し上げましたスポーツ実施率ですけれども、着実に上昇はしておりますけれども、依然として県民の方の約4割の方々がスポーツを実施していない状況にあるといったこととなります。

その理由といたしましては、仕事ですとか家事育児などが大変忙しいですとか、スポーツをする機会がなかなかないといったようなことを挙げる方が、調査結果の中からも1番多い状況となっております。

またそもそもスポーツに興味関心がない方につきましても1割近くいらっしゃるという

ことが分かってきております。

今後はこのような方々をいかにスポーツ参画促進に向けて働き掛けていくかと、そういった施策を重点的に推進していく必要があるというふうに考えております。

そこで今年度の新たな取組といたしまして、スポーツ庁からの新たな補助を頂きまして、忙しくてスポーツを行う機会がないような方々ですとか、スポーツに関心がないような方々をターゲットとしまして、積極的な働き掛けを行っていくことといたしております。

三つほど事業の柱がございます。

一つはデータを使ってより見える形でスポーツに親しんでいただくということで、徳島文理大学と連携をいたしまして、参加いただく方々に活動量計という器具をお配りいたしまして、5か月間ほど若干長期になりますけれども、その間それを使ってウォーキングなどの運動をしていただくと、そのデータを日々蓄積してそれを見ていただくことによって、自分の運動がどういうふうに量として見えて、効果が上がっているのかといったことを見ていただいて、それで運動指導を行うということで、スポーツに取り組む意欲を持続して習慣化をするといったことを一つ実施したいと考えております。

それともう一つは、出張をして現地に赴いてスポーツに関する教室を行うということで、ターゲットといたしましては働き盛りの方々ですとか、子育てや介護を行っているような方々の参画を創出したいということで、企業ですとかこういった方々が赴きやすい商業施設などにこちらから出張する形で、運動ですとかスポーツの教室ですとか講座を実施してまいりたいと考えております。

最後もう一つ3番目の事業なんですけれども、より多くの方々にいろんな世代の方々にスポーツに親しんでいただくということで、今年11月にアスティとくしまを会場といたしまして、御家族連れでラグビーをはじめ各種競技ですとかニュースポーツ、障がい者のスポーツ、そういった様々なスポーツを体験できるブースですとか、スポーツに関するフォーラムなどをそこでイベントとして実施して、多くの方々にスポーツに親しんでいただく場を提供させていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、今後ですけれども、2021年には生涯スポーツの世界的な祭典でございます、ワールドマスターズゲームズ2021関西がいよいよ開催となります。

そちらに向けての対応をしっかりと行いますとともに、更にその翌年になりますけれども、全国レクリエーション大会、こちらにつきましても是非誘致を進めたいと思っております、こちらにも生涯スポーツの振興につながる全国大会ということで、県内各地で行うこととなります。

こちらのほうも是非誘致することによりまして、県民のスポーツ参画に対する機運を更に盛り上げたいというふうに考えてございます。

重清委員

いろいろ取り組んで課題も認識しておるようでございますが、昨日はラグビーワールドカップでジョージアが残念ながら2敗目を喫したわけでございますが、今見るスポーツで夜中には世界陸上もやっておりますし、バレーもやっております。

それとまたいろんなスポーツが今行われているところでございますが、ジョージアと一緒に、またカンボジアとか水泳で事前に来ますけれども、これをこの時だけの事前キャン

プで終わらせるのではなしに、そこからいろんな交流を深めていっていただきたいと思っております。

スポーツを通じていろんな交流を深め、いろんな国との交流を更に深めていっていただきたいのと、それとワールドマスターズゲームズがもうじき始まりますけれども、県民の参加もいろいろとこれから促していかなくてはいけないと思いますし、議員自身もいろいろ出ると思いますので、徳島でもいろいろあるので、私もサーフィンに出ようかトライアスロンに出ようかと思っておりますが、ゴルフがいちばん近いかなと思っておりますので、県の職員の方々もいろいろと参加していただきたいし、県民の方もまた徳島だけではなく関西でいろいろと参加できるように、いろんなことを普及をしていただきたいと思っております。スポーツは先ほども言われたように健康に対してもいいと思いますので、これからいろいろ進めて広めていっていただきたいし、最初に言ったようにスポーツ王国とくしまの実現、これを目標にしっかりとやっていただきたいと思っております。

今は要望だけで終わっておきますけれども、この間も国体へ行ったんですけれども、やはりスポーツはいいと思いますし、徳島にないのはアリーナです。設備が悪いです。そういうところを、今これだけ暑いんですからクーラーもついておりますし、広いアリーナがあり、空調にしても徳島はもう古い、何年に建てたかもう四国では一番古い球場になってきておりますので、いろいろ考えて私の目標はいつかもう一度国体と思っておりますので、スポーツが普及するためにはそれをしない限りなかなかできないと思いますので、それを県下各地、県だけではなく、市、民間いろんな事業含めて施設整備にも取り組んでいただいて、そうしないと国体は厳しいですよ。

この間見てきた感じでは、よそのチームは、私立はすごいです。これから1チームで1学年で30人、50人入ってきているところと、徳島みたいに3人、5人集めて行きませんか、それは場所も離れていて練習もできないと、チームワークもなかなか厳しいとその中で頑張っていますけれども、差が出てきてなかなか30位台はほんとに難しくなってきました。いろんな課題解決に向かって、これからも取り組んでいただくよう強く要望して終わります。

岡田委員

まず、関連で国体、私も一緒に重清会長とともに茨城県のほうへ行かさせていただいておりました。先ほど重清委員がおっしゃられていたことは当然そうなんですけれども、それにプラスして私の感じたところ、毎年国体はできる限り応援に行かさせていただいているんですけれども、今年茨城県の国体のスタジアム自体は、徳島県の鳴門総合運動公園のほうがかきれいやなと思ったんですが、よくよく考えると鹿島アントラーズとか各プロサッカーチームがあるので、国体が開催された所では、多分国際試合とかプロの試合が行われてないだろうなというところで、だからサッカーという部分とまた別の所にあるというところのスタジアムで笠松という所でされていたということを考えると、逆に言うと、ある既存の施設をうまく活用して今回国体をされたということと、もう一つは行って分かったんですが、水戸市が130周年というところで誘致されたというところがあって、県挙げてのお祭りという部分での意図もあったのかなと思って、今回行かさせていただいて、先ほど重清委員が言われたようにラグビーのところは本当に徳島県とその相手の島根県のチ

ーム、島根県実は男子の少年だったんですけれども、そこのチームの女性の卒業生が四国大学の7人制のラグビーに来てくださっているようなほんとにラグビーにはものすごい力を入れられているという対戦チームがベースとなつての組織立てをされていると、徳島県練習を見させてもらったんですけれども、その時ものすごい皆さん一生懸命していて、個人個人が一生懸命されているんだけど結果としてなかなか日々の練習もできていないというところも合わせると、非常にスポーツをする環境があまりにも違いすぎて、されているスポーツ選手がかわいそうやなという言葉が適切かどうか分からないけれども、それぐらい一生懸命個々のモチベーションがあつて、ポテンシャルがあつても、それをうまく生かすチームワークであつたり、日頃の練習であつたり、コミュニケーションであつたり、そして、最近ラグビー世界大会が行なわれているので、すごいラグビーを見ている機会があるんですけど、その、それぞれ強い国というのは、それぞれのチームワークと、それと選手を見ずしてパスをするというか、信頼関係がなくしては、なかなか団体競技というのは成り立たないと、ラグビーを見て思ったのですが、全ての団体競技に当てはまることではないかと思うのですけれども、今回徳島県、いろんなチーム、団体で出てもらっているのだけど、なかなか結果に結びつかないというところが、その、日頃の練習であつたり、チームワークを築いていくまでの時間をそれぞれの選手が取れない距離で離れているとかという、その物理的なマイナスであつたりというところを鑑みると、やはり練習する環境を整えていくというのがまず、一つずつの選手の力を十分に発揮できる環境整備というところからまずは始めて、改めていくことが大事なのだなと本当に思いました。

それともう一つ、乗馬を見せてもらったのですが、馬術にしてもやはり、馬も現地に運んで、徳島から輸送して、それで一発勝負というところがあるので、馬の輸送でかかるので、開催県よりは絶対、参加する県は不利なんだなというところもものすごく思ったし、それと気候とか環境とか、人もそうですけど、馬にとってもそれぞれ環境が変わってくるというところも、監督さんから聞くところによると、皆さん百戦錬磨の馬だから、いろいろこなしてきているというお話もあったのですが、その土地土地によってその環境に馴染む時間というものを余裕を持って、人も馬も出せるのかというところの部分も改めて見直していくというところが必要なのかなというふうに非常に思いましたので、いつも私は応援に行かせてもらって思うんですけども、一人一人の選手は、本当に一生懸命してくださっているし、ものすごい恵まれていない環境でも、120パーセントの力を出そうと思って頑張られているのですが、実際にその120パーセント出しても、他県の人が150パーセント出せたら結果としては負けてしまって、それで順位が何位ということをいつも言われて、それで新聞に大々的に、今年は何番だったという、ものすごいその結果論だけで話がされるのが、いつもなかなか納得できなくて、それぞれの選手が頑張っているというところを、もっと応援するように書いてほしいというのがものすごく思っている思いなんですけど、そこの部分で頑張っているところを見せられるような体制づくりと環境づくりと、さらに併せて、応援できる、逆に言うと応援するサイドのほうもそういう目を持って見守ってほしいなと思うのですが、そのあたりはたくさん言ったのですが、いかがですか。

松本スポーツ振興課長

国体の競技力向上に向けて、主にスポーツ環境といえますか、チームワーク作りも含め

て、県内でのより良いスポーツ環境と、国体自身はいろいろ数字で見えやすいところがございますので、その評価についての在り方といったような部分についてのお話かなというふうに理解いたしております。

国体につきましては、各県がしのぎを削る場ということで、かなり真剣勝負になっております。

そういった中で、スポーツ事、いわゆる勝負事でございますので、その結果自体についてはやってみないと分からないというところはございますけれども、そこに向けて、チーム力を上げていくためには、やはり日頃の練習環境をいかにうまく構築していくかといった点が非常に重要であるというふうに認識いたしております。

日頃の練習につきましては、各競技団体とも十分連携しながら学校でありましたりとか、そういったいろんな練習環境がございますけれども、そういった中で、できる限りの、環境整備を含めてさせていただいておりますが、それぞれの競技特性に応じて、なかなか課題が多いというのも実情でございます。

こちらにつきましても、既存施設を活用しながら、適宜修繕を加えながら実施をいたしておりますけれども、今後もお、この度の御視察いただいた新しいアリーナもございましたけれども、そういったところの新たな環境づくりの在り方ですとか、各競技団体からの要望も真摯に踏まえながら、県内での必要なスポーツ環境をいかに作っていくかということで、こちらにつきましては、県はもちろんですけれども、地元各市町村のお考えですとか、役割分担ですとか、そういった点も多々踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

国体の評価につきましても、日々、新聞でも出ております結果が、優勝できた方もいれば、一回戦で負けたところもございますけれども、その負け方も様々ございまして、先日、御覧いただいたところも、少し圧倒的だったかも分かりませんが、強豪相手に、優勝候補とされているところに、0対1とかいう形で、惜しくも敗戦してしまったというふうなこともございますので、そこはまず、我々もしっかり、その負け方の部分はしっかり見て、また外部の評価に対しても、適切に説明できるような形で更なる改善に向けて検討してまいりたいと思っております。

岡田委員

是非、目標30位に向かってできるように、まずは一つずつ積み重ねての結果だと思うので、一つずつ改善していただいて、そして選手として頑張っ、これからは少年の人が成年になっても頑張りたいというような環境づくりを是非していただいて、それと併せてスポーツ人口も増やすというところの大きな命題もありますので、そのあたりも続けていただきたいと要望させてもらって終わります。

もう一つ、同じその9月27日の朝なんですけど、徳島新聞に424公立公的病院再編必要というような、大きな見出しで大々的に出て、その中に実は徳島県の病院も、5病院が対象という中に、実は地元の鳴門病院が書かれておまして、今年度、委員会の視察で鳴門病院に行かせてもらった時とか全然そんな話ではないし、やっとPET-CTが入って、がん対策もできるようになったし、拠点病院として頑張りますというような話を聞いているとともに、私も地元ですので、この新聞を見た皆さんが、鳴門病院はどうなるのかとい

う、ものすごい不安な声と、特に高齢者の方が、本当に近くの病院として皆さん通われている方もいらっしゃるし、当然、入院として使われていたりという部分があって、先々にはなくては困るということで県が残してくださったという経緯も踏まえた上で、また、あのようになるのかという不安な声とともに、この新聞の中身を見て、ものすごい問い合わせというか不安な声と、そして絶対残しますというお返事をさせてもらったのですが、実際、この新聞で書かれていることの内容と現状とをお伺いしたいと思います。

岡医療政策課長

岡田委員より、今般の厚生労働省による公立公的医療機関等の診療実績データ分析の結果についての御質問がございました。

まず、今回厚生労働省が機械的に分析をして、各個別の病院名も含めて結果を公表したこと、また、報道のほうは厚生労働省の意図とは離れて、再編必要であるとか再編要請という非常に本来の趣旨とは離れて刺激的な文面になっていることから、県民の皆様非常に御心配をおかけしたことについては、非常に申し訳なく思っているところでございます。

今回の厚生労働省の取組というのは、医療機関そのものの統廃合や医療機関が将来担うべき役割等を機械的に決めるものではないとしているものでございまして、具体的には、各病院について診療実績が少なくないかとか、類似かつ近接している医療機関がないかということについて、それぞれの病院について分析して、一定の基準に引っかかるころについては、今まで県においても地域医療構想の推進という中で、公立公的病院の2025年に向けた具体的対応方針というのを、皆さんで議論してきたところなんですけれども、その対応方針について、もう一度議論してはどうですかというふうに、厚生労働省から投げ掛けを受けているというところでございます。

ですので、県としましても、そういった国からの分析に加えて地域の実情をしっかりと踏まえた上で、地域医療構想調整会議においては、もう一度それぞれの公立公的病院の役割というものを議論していこうと考えているところでございます。

特に、委員のほうから鳴門病院の件がございましたが、鳴門病院は、徳島県北部はもとより、香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療も担っている中核病院であると、県としては認識しているところでございます。

去年は、糖尿病内分泌センター、脊椎脊髄センターの開設をしまして、今年の夏には、リニアック稼働いたしました。

10月1日から患者サポートセンターを開設しまして、患者の皆さんの入退院時の支援等をより強化するよう取組を進めているところです。

年度内には、先ほど委員から言及がありましたPET-CTについても、県内4病院目として、導入を予定しているところでございます。

引き続き鳴門病院には、そうした役割を担ってほしいと県としては考えているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。ということは、鳴門病院はこれからも、その県北東部の基幹病院として、今まで以上に更に充実していただいて、そしてまた地元の方も使い勝手が良い

と言いますか、診てもらいやすくなるような、そしてまた、少し精密な検査も県立中央病院に行かなくても、鳴門病院でもらえるというような環境整備になっていくというふうに捉えてよいのでしょうか。

岡医療政策課長

岡田委員より、今後の鳴門病院について御質問ございましたが、私も、文教厚生委員会のほうで視察に参りまして、鳴門病院も見て、それぞれ鳴門御選出の議員の皆様から、非常に鳴門病院というのは頼りにされているという声を伺ったところでございますし、それは十分認識しているところでございます。

是非、皆さんで支えるといいますか、もちろん県としても地域の中核病院として支援をしていくところなんですけれども、やはり地元で愛される病院であるというのが、病院の存続にとっては大きな必要なところかと思っておりますので、是非、応援していただくとともに、いろいろ利用していただいて、利用すると言っても、言い方は悪いですが、病気にかかってくれという意味ではなくて、人間ドックとかもやっておりますので、是非、利用していただければと、そして鳴門病院を、県もそうですし、地元の皆さんと一緒に支えていければなというふうに考えているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、当然、鳴門市民は、私の父親も鳴門病院に入院していて、本人のみならず、家族も、結局お見舞いに行くなり、洗濯物を取りに行くにしても、結局、鳴門市内に住んでいる、仕事をしている者にとったら、徳島市内に通っている者にとっても、近いところの病院というものがどんなにありがたいかというのは、本当に身にしみて感じておりますので、それともう一つ言いますと、鳴門市も高齢化になってきていて、それぞれ車の運転を皆さんやめるというような話になっていくんですけど、鳴門病院に関しては、バスが入っておりまして鳴門病院行きというのが必ず、どんなバスでも鳴門病院という名前が入っているくらい、鳴門病院を経由するから皆さん乗っているというような、実際のところがバス会社のほうの運営のルートにもなっておりますので、本当に当てにしているし、最後、おっしゃるように、病院に行くことを勧めるわけではないんですけど、絶対、鳴門病院がなければ鳴門の市民にとって鳴門で安心して住めないと言われている病院ですので、何があっても残してほしいと思うし、残せるような市民挙げての努力も、皆さんと一緒に、今日実は、鳴門の委員が3人もいますので、委員合わせてみんなでやっていくのが絶対必要なんですけど、やはりそれと併せて、それだからこそ、もう一つ要望させてもらおうと、鳴門病院でいろんな精密検査ができるように、今回新たに入れてもらっているんですけど、それとともにやはり、あちらの病院に行かなくても、鳴門病院で検査もできるし、治療もできるし、手術もできるし、それで鳴門病院で治療が、医療が完結できるような体制づくり、そしてまた、検査するのに他の病院に行ってきたというのではなく、鳴門病院できちんと検査ができるような体制づくりというのを簡潔にしてもらおうと、更に鳴門市民にとって使いやすいですし、それとともに、引田のほう、香川県であったり、淡路島、南あわじの方は、ほぼほぼ鳴門病院に来られている方が多いので、鳴門病院の利用者という部分が更に増えていくと思うし、どこよりも

すばらしい病院だというような立ち位置になっていけるようなハード面とソフト面と、そして鳴門市民に愛されるようにするというのは、市民挙げての取組になっていく話ですので、それにつながるような体制づくりを整えてもらおうと、更に使いやすくなるし、更に利用を促せるというところにつながっていきますので、是非、未来に向かってつながるような病院となるように、核となる病院となるように、是非、整えていただきたいと思います。

岡医療政策課長

今、委員より頂いたことなども含めて、今後の鳴門病院の在り方について引き続き考えていければと思っております。

岡田委員

是非、よろしく願いしまして、この新聞が、そうではないということを是非、鳴門市民に向かって、鳴門病院はずっと存続していくし、また更に病院として頑張っていく予定ということを伝えていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

重清委員

今、病院の件が出たんですけど、これ、私の地元の海南病院も書かれているんですけど、今、前向きな鳴門病院に対しては返事をしたんですけども、海部・那賀モデルで今県が取り組んでくれているんですね。それに対して今、こういうのが出されて、海南病院についてはどのような認識でおるのか、答えてもらえますか。

岡医療政策課長

重清委員より、海南病院についての認識ということでしたが、すいません、鳴門病院について今、熱を上げて答弁しました。設置者が県ということもありまして、答弁させていただきました。海南病院については、町立の病院ということですが、公立公的病院として、町においては無くてはならない病院であるというふうに病院のほうからも聞いているところでございます。

へき地を支える病院でございますので、県としても、今回の分析結果等も踏まえまして、適切な医療提供体制がどういったものになるのかということも考えながら、へき地医療の充実ということについても、考えていきたいと思っております。

重清委員

今まで十分それを考えてもらって、今海部・那賀モデルで海部病院と町立の病院といろいろ連携してやって行くんやというので、今私は思ってたんですけど、確かにそういうのを出されたら海部では今やっていないのか、県も入って一生懸命にやってくれているのですよと、いう声を聞かせてもらわなければ、それは今年から日赤の病院長であった日浅先生も、今まで県南の人にお世話になったし、地域医療をやりたいというんで来てくれているんですね。いろいろ今、町立病院としてもいろんな努力をしてやっていっているの、国にいろいろ提言するんだったら、徳島市でお医者さんの数が多いと、しかも病院が東部ばかりに集中しているのではないかと。それはどこの県でも一緒でしょうと言うんで、そ

これは本当に県民の命を守るんだったら、ある程度地域にないといかんでしょうという話で、それを、東部ばかり幾らでもできるようになっている。それは見直すべきと違いますか。

それで、幾らあるのかと。この徳島全市に病院が、お医者さんが何人いるのかと。これはもうちょっと県としても、国としても、バランスを考えて医療を考えていくべきだと思いますけどね。ドクターヘリとか、いろんなのをやりますけど、夜はまだ飛べないところ、なかなかそれで、心筋梗塞や、脳梗塞になった場合に、時間がいきますんで、その時近くの病院がいるじゃないかと。

こういう状況をもうちょっと国に対しても言ってもらわなければ。もともとは研修制度をつぶしてこういうふうにお医者さんが一極集中するようになって、偏在ができたんでしょ。そこらを解決するような提言をしてもらわないと、お医者さんが地域に偏った、そしてまた内科とか外科とかいろんなところで偏ってきたと。

それが今の日本の医学でしょ。有名な病院にはみんな寄って行きますと。郡部に来る研修医もいなくなってきたというんで、県とかみんな、市町村はお金を出して来てもらっているんでしょ。現実には。

それを簡単に無くすというのは、ちょっとどうかなと思いますんで、県としての医療に対する姿勢を教えてくださいませんか。

仁井谷保健福祉部長

今しがた御指摘いただいた点、正に我々自身そのとおりで思っております、今回の報道ですね、非常に個別の名前を挙げて、こういうやり方ですというものは、我々としても非常に寝耳に水でございまして、そんなやり方を何で厚生労働省はするんだということで非常に戸惑っているというところでございます。

それで特に言及いただいた海部・那賀モデルというのは、我々としては地域医療の優良モデルだということで、知事会の作っている地域医療の担い手獲得ワーキングチームとか、そこに国の人も来てくれているのですけれども、そういう場でも紹介して、いいですねということを書いてたのに、一方で、今回のように、あたかも高度急性期の病院についての病床数の削減が少ないじゃないかと、あるいは、彼らなりにはデータを分析したんだと言っているのですが、車で20分で行ける距離に他にも病院があるんだしたら、公立病院は代替可能性があるんだからやめたほうがいいんじゃないですかとか、そういうふう、なんと申しましょうか彼らの中でも言っていることと今回やってることが全然合っていないという部分もございますので、全体としてどういうふうに進めていくのか、地に足が着いた議論を、ちゃんとしなないといけないのではないかとということで、我々から求めておりました、ちょうど今日なんです、知事会と市長会と町村会と、いわゆる地方3団体と、国のほう、これは厚生労働省とあと厚生労働省だけでは足りないということで総務省も入っているのですが、その国と地方の協議の場というのは、今日の夕方立ち上げることになっていまして、そういう場で、しっかり地域医療のいわゆる本当に地に足の着いたと言うか、住民の安心・安全が守れるような議論の進め方というのをしっかりしてくれということをしていく場がセットされますので、そういう機会を通じて、是非厚生労働省のほうにも、あるいは総務省も入っていますが、国のほうにしっかりそういう対応を求めてまいりたい、このように考えております。

重清委員

全国知事会長さんに頑張っていただけるように、強く要望してください。

今20分で行けるけど、ここの病院行くまで30分、1時間かかるんですよ。地域の行くまでの距離は。そういうところを考えてくれなかったら、市内だったら、30分あったら救急車で全部行けるでしょっていう感覚で、他の病院に行くまで1時間かかるという人はたくさんいますんで、そういうところも配慮していただきたいと思いますので、いろんな地域医療にもう何年も前から県も一緒に取り組んでくれたはずだから、一緒になって地域医療を守っていただきたいと強く要望して終わります。

黒崎委員

関連です。鳴門病院だけの話ではなくて、ここに資料を頂いたのがあるんですけど、これを見ていたら、AとBに分けて、Aは診療実績が特に少ないというのと、B群はですね、類似かつ近接していると。その近接しているというのが20分という基準。

地域というのは、例えば経済でつながっている経済圏というのと、それと人が生活する生活圏とか、あるいは流通圏であったり、いろんな形で町と町、隣近所の形とはつながってましてね、御存じだと思いますけど、そんな中でですね、鳴門市と徳島市っていうのは、早かったら15分位で行ってしまうんですよ。

で、そんな時間ですと、鳴門病院がその対象になっていると。なぜかという、市民病院とか中央病院とか徳島大学病院とかって、大きな病院がたくさんあって、類似の科があるということで、こんなことになっているのか。あるいは、今おっしゃったように、病床数のことがなかなか前に進まないの、国はだから、おっしゃったこの話ではなくて目的は違うところにあるんだと。

ジャブでも入れに来たのかと、そうとられてもしょうがないような新聞記事ではないかなと私はそう思いますね。

それとあと、診療実績が特に少ないとか、これは、地域地域の病院の成り立ちと特性があるかも分かりませんが、徳島大学病院に人材を一方的にお願いしなければいけないと。病院それぞれ独立していますけれども、本当の意味での人事権というのは、徳島大学病院が持ってて、徳島大学病院が派遣すると。そんな形になっているように私も思うんですよ。

だから地域でそういう事情があるならばね、是非ともお願いしたいのは、徳島県として人口減少が著しい県として、厚生労働省の今回のこういう考え方というのはおかしいということで、国に対して説明をしていただきたい。そう思うんですがいかがでしょうか。

岡医療政策課長

黒崎委員より、国に対してどういうふうなアピールをしていくかということについて御質問がございました。

部長からも申し上げましたとおり、今回、本日ですね、国と地方の協議の場ということで、公立公的病院の実態を話していくということで、全国知事会長、今回は社会保障常任委員長が出席することにはなっておりますけれども、知事会長も折りがあれば出席するというような意向を聞いておりますので、そういった機会を捉えて、国に対しては、地域の

実情を踏まえてまいりますし、それぞれの制度ごと今回の大きな地域医療の問題にしてもそうですし、それに基づく非常に細かい問題もいろいろありますので、そういった細かい問題で地域の実情がしっかり反映されていないということについては、我々もその機会に努めて国に対して地域の実情を伝えていくようにしているところでございます。

黒崎委員

是非ともそのあたりのことはしっかりと伝えていただきたいとそう思います。

鳴門病院にしても、それぞれのその名前が挙がっている病院にしても、それぞれ得意な科目があります。

得意な科目で遠い所からも来てくれている患者さんもたくさん居られる。時間がどうだとか、診療実績が特に少ないとか、そんなことだけでね、その病院の価値観を評価するようなことだけはやめてほしいとそう思います。

病院は、特に公立病院は地域と密着して、今までやってきた歴史がありますから、そのあたりを伝えていただきたいとそう思います。よろしく願いいたします。

本来こんな質問をする予定ではなかったんですけども、認知症のことを質問する予定だったんですけども、岡田委員が力を入れて言ってくれたので、重清委員もまた上乘せで言ってくれたので、ついつい言ってしまいました。

まず認知症のお話です。

代表質問でお伺いしたんですけど、認知症サポーターの活躍の場を増やしていただきたい。というのは、当初と違って、随分と認知症サポーターの数も増えてきたということでありまして。そのそれぞれが、どんな協力の仕方、どんな活躍の仕方があるんだろうかというのを、そろそろ思い始めている方も、たくさんおいでになります。

そんな中、質問いたしましたら、神山町と阿波市で、実験的にやるというふうなことでございます。それはもう大いに結構でございますね、是非ともそこから出た成果を各市町村にお伝えいただいて、県下一円で、そんな動きが広がるようにしていただきたいんですけども、あの答弁の中には時間軸が全然入ってなかったですね。私も後でうっかりしていたんですけど、例えば一年間これをやってみて、それからこの段階に移りますみたいな時間的なことが全然入っておりませんでしたので、そのあたりのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、黒崎委員より認知症サポーターの更なる活躍促進に向けて今年度行う新規事業をどのように今後取り組んでいくのか、との御質問を頂きました。

今年度、新たに実施しております認知症サポーター活躍促進事業につきましては、認知症サポーターの皆様が、個々の力を集結いたしまして、チームとして活動することで、その役割を最大限に発揮していただける仕組みを構築するものでありまして、認知症サポーターの活躍の場づくりはもとより、地域の見守り体制の強化にも資することが期待されます。

具体的には、声かけや話し相手、また認知症カフェに同行する外出支援など、認知症の方やその御家族のニーズに沿ったサポートを、認知症サポーターの皆さまが中心となって、

支援チーム、チームオレンジとして展開するものでございます。

県といたしましては、今年度、先ほど委員からもお話しいただきましたように、二つのモデル地域、阿波市、神山町において、こうした取組が円滑に展開できるよう支援いたしますとともに、両地域の取組についての報告会を実施することで、全県展開に向けて機運を醸成してまいりたいと考えております。

それで今後どういうふうにというところでございますが、来年度以降につきましては、地域の実情に応じたチームオレンジの運営に係る助言はもとより、活動の核となるコーディネーターの養成や、チーム員となる認知症サポーターのスキルアップ研修の企画を支援するなど、2025年度までに、全ての市町村においてこうした取組が展開できるよう、認知症サポーターの更なる活躍を促進するための取組を加速してまいりたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

2025年までというふうなことをおっしゃっていただきましたので、こっちもそのつもりで2025年ぐらいになったら、私ももしかしたら、お世話にならないといけないかもわからない。

でも、これね、2025年ですけど、できるだけ早く実現するように、各市町村とは密に情報交換して、県下一円でそんなことになりますように、頑張ってくださいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それとあと、すみません、もう1点スポーツの話が出ました。

教育委員会さんに通告も何もしてないんですけど、お尋ねしたいんですけど、糖尿病も近い、あとスポーツの中で例えば、もしかしたらトレーニングのやり方を間違っている方もたくさんいるかも分からないと。かつて私がそうだったみたいですね、大学に入りまして、私は陸上なんですけど、私立高校から来た子は、筋肉の特性とか、短距離はこの筋肉がいるとか、この筋肉はいらないとか、この筋肉を鍛えるにはこういうふうなトレーニングが必要であるとかって、よく知っていたんですよ。驚きましてね、田舎から出てきた私らは本当に何の知識もないまま、根性という文字一つで、何年かスポーツを続けてきたような、そんな時代だったんです。

ところが、都会の私立高校から来ている方々は、そんな科学的なスポーツ生理学というんですかね、そういったことの基本になるようなことを教わって出てきているので、そこへ追いつくのに1年半か2年くらいかかりました。

もしかしたら考えすぎかも分かりませんが、スポーツ生理学のような入り口のような話というのは、例えば中学校・高校、小学校は無理かも分からないけど、中学校とか高校のあたりって、我々の時は保健体育の授業がありました。そういったことというのは教えているのか教えてないのか。やはり、これは教えたほうが良いと私は思うんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。教育委員会の中では。

小倉学校教育課長

ただいま、委員から御指摘のありました体力づくりのやり方であるとか、その授業とか、教育の在り方について御質問を頂きました。

子供の頃からスポーツに親しんで、正確な知識のもと、子供たちが体力づくりを行うといったことは、非常に重要でございます。

例えば、どのような教育を行っているかということなんですが、例えば、今の中学校の保健体育のところでは、体のつくりであるとか、運動について、体を動かすことの楽しさとか、心地よさを味わわせながら、体づくり、運動の意義や行い方などを教育することになっております。

また、本県では、さらに、子供たちがより楽しく恒常的に目標を持って体力づくり等ができるように、徳島チャレンジプログラムといったような冊子を作っております。

これはプロスポーツ選手の方々にも協力いただきまして、例えばこのトレーニングをするためにこういった体の動かし方がいいよといったような写真つきの解説を用意しまして、小学生に配布しております。

こういったことを通じまして、徳島の子供たちが体力づくりを合理的にできるように、県教育委員会としては取り組んでいるところです。

黒崎委員

チャレンジプログラムですか、プロの方が。大いに結構だと思うんですけど、それは何年くらい前からやっているんですかね。

小倉学校教育課長

はい。ちょっと手元ございません。

黒崎委員

それでは、どんなことやっているか教科書とかそのチャレンジプログラムを資料として1回見せていただきたいと思います。

糖尿病の話もそうなんですけど、1日にちょっとずつ運動しませんかと言いますけど、体の脂肪を燃やして体を動かすグリコーゲンに変えるまでには最低18分掛かる。15分やって、あるいは10分やって、運動をやっておるのに糖尿病、全然、数値が下がらないという人が多分たくさんいると思うんですよ。

だから、大人の方にも、スポーツの生理というものを、伝えていくような、そんな時間が必要ではないかなと思うんです。

徳島県は糖尿病が多いので、そのあたりのことももう一回、一行二行書き込んだらよいだけなので、何か、県民に伝えられるような、スポーツ生理もかみ砕いたような、そんなことも、是非とも入れていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから大人の方へのスポーツのやり方についての、何か指導みたいなものがあるかという質問であったかと思いますがけれども、当方といたしましては、県民の健康づくりというところを常に考えておりまして、健康無関心層、特に働き盛り世代の方が、なかなか運動していないという現状がありますので、まずは運動を始めていただくというそのきっかけ作りから始めまして、運動してもらおうというところを念頭に事業に取

り組んでおります。

どういったやり方がいいのかというところにつきましてはちょっと当方といたしましては、そこまでちょっと分からないといいますか、所管していないというところでございますので、まずは健康づくりを始めていただきたいというふうに考えております。

黒崎委員

10分かそこらやったら、食欲が増すだけで、脂肪は全然減らずにどんどん増えていくんですよ。

私もすっかり、昨年から今年の5月ぐらいまでで体重が8キロ増えました。82キロになっていました。もう1回やり直して今71キロまで落ちているんですけど、これ地域にスポーツ施設あるいはスポーツ団体を作っていくというのだったら、こういったこともスポーツを始める人には、スポーツ自体と体の作り方、生理を二本立てで教えていかなかったら、伝えていかなかったら効果は上がりません。絶対そう思います。

ですから、私が今日言ったことを絶対やれとは言いませんけど参考にしてください。

古川委員

私からも何点か、お聞きをしたいと思います。

まず、最初、今議論になっております病院の関係につきましては、やはり、県のほうの意見、地方の意見を国にぶつけて、しっかり議論をしていただいて、県の、地方のそういう医療体制が大きく後退することのないように、また逆に徳島のモデルが持続可能な社会保障を築いていく上で大事なんだということを示していけるように議論をしていただきたいなと思っています。

逆に、県の立場として、私が最近よく思っているのは、市町村が主体となる事業について、県はどうやって市町村に動いていってもらえるのかというようなことを、真剣に考えていけないといけないということも、昨日の委員会で言わせてもらったんですけども、そういった意味で、逆に、国はこういうような形で、行動を出してというのもありますけれども、県も本当にどうやったら、今、地方自治、本当に市町村の自治も、それぞれ独立した形になっていますので、県が直接動かすのはなかなか難しい状況もありますので、どうやったら市町村が動いてもらえるのかということもしっかり考えていってほしいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それで、本題に入りますけれど、まず、今回は、この10月からスタートしました幼児教育保育の無償化について、お聞きをしたいと思います。

この10月からスタートをして、スタートをする前から様々な声があります。

また、報道は結構ネガティブな報道が多いかなと思っています。国民の多くの方は、歓迎をされてるんじゃないかなと思いますけれども、報道を見てみると割とそうでもないようなことも多いんですけども、一つ関係団体の方の声で、これは正論かなと思うのがあったので、ちょっと紹介もさせていただきたいんですけども、この方、全国の小規模保育の協議会の全国の理事長さんで駒崎さんという方なんですけれども、今回、幼保の無償化が

スタートしましたと。やっぱり資源の少ない日本というのは教育投資というのが、大事だ

と。この教育の投資については就学前の幼児期に行うのが最も投資効果が高いという、研究結果も出ているということ踏まえて幼児教育保育の無償化というのは、親の所得に関係なく教育を受ける選択肢が広がる点で、意義深い政策といえるのではないかという意見でした。私も、確かにそうかなと思います。

教育を国が責任をもって進めていくという、また大きな一歩が踏み出されたのかなというふうに認識をしています。

その一方でこの人、国のほうは2020年度までに待機児童も32万人の受け皿を整備する、こういう目標を掲げて対策費には消費税の増税分も充てられるということで、手厚い政策が必要な分野に財政出動をするという判断をしているということも評価をしているというふうにも言っています。

また、保育士の処遇改善に、増税分も充てるという方針も高く評価をしたいということも言われていますので、そういった意味で、今回の幼児教育保育無償化、しっかり国がこういう制度を作ったので、地方において円滑に進めていけないと思っています。

そういう上で一点まず聞きたいのは、今回、無償化が始まりますということでどのような手続が必要になってくるのか、そしてその手続を進めていく上で県はどのような対応をしているのかというのを教えていただきたいと思います。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から、幼児教育保育無償化の手続と県の対応について、御質問頂いたところでございます。

まず、幼児教育保育の無償化の概要と合わせまして、その手続について御説明をさせていただきます。

この幼児教育保育の無償化につきましては、本年5月10日に成立いたしました改正子ども子育て支援法によりまして、お話がありましたとおり10月1日から制度がスタートしたところでございます。

今回の幼児教育保育の無償化では、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳クラスの子供たちというのが基本になっております。

また、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの利用料についても無料となったところでございます。

それぞれにつきまして、手続とともに少し詳しく申し上げたいと思います。

まず、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちにつきましては、3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されるというところでございます。

こちらにつきましては、無償化になるための新たな手続というのは必要ございません。保護者の方も特に必要なく、無償化されるということでございます。

こちらにつきましては、幼稚園、保育所につながりまして、地域型保育でありますとか、企業主導型保育事業なども同様にその無償化の対象となっているところでございます。

次に、幼稚園の預かり保育、こちらを利用される子供たちにつきましても、無償化の対象になるんですけれども、こちらの皆さんにつきましては、無償化の対象となるために、お住まいの市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がございます。

保育の必要性の認定といいますのは、例えば、保護者の方が働かれているとかそうし

た家庭状況でありますとか、その保育を必要とするという部分について市町村が認めた場合に認定をして、そうした方については、無償化をされると。

この方々につきましては、幼稚園の利用に加えまして、その預かり保育の利用日数に応じて、最大月額で1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されると、幼稚園とともに無償化されるということでございます。

次に、認可外保育施設などを利用されるお子さんたちにつきましても、お住まいの市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がございます。

その保育の必要性の認定を受けたお子様につきましては、3歳から5歳までの子供たちは月額で3.7万円、そして0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されると。

こちらにつきましては、認可外保育施設での保育に加えまして、一時預かり事業ですとか病児保育事業、またファミリーサポートセンター事業などが対象となっているところでございます。

今、何回か申し上げました保育の必要性の認定を受けるためには、やはり市町村への申請が必要となってまいりますので、その点について手続が必要となるというところでございます。

県といたしましては、この無償化の開始前から、市町村と連携しながらその広報に努めてきたところでございます。

また、もちろん国におきましても、国の制度ということで御覧になったかと思うんですが、テレビCMですとかポスター、新聞広告などでPRしているところでございまして、県といたしましてもそうした情報も活用しつつ、市町村や国ともホームページの連携を取ったりとか、また県独自ですけれども、例えば、地方雑誌でありますワイヤーママとかママさん向けの雑誌なんかとも連携いたしまして、その無償化の概要について、また必要な手続きを市町村にお問い合わせいただくことについて、説明をさせていただいているところでございます。

古川委員

分かりました。今回、本当に細かいところまで認可外の保育所がこういう一時預かりの、そういったところにも無償化ということで進めていくということなので、しっかり、割とお母さん方、本当に親御さん忙しい方が多いと思いますので、しっかりこの手続を円滑に進めていけるように各市町村のほうにもきめ細かいサポートをしていただけたらと思います。

あと、大分前ですけど、石井町長だったと思うんですね。今回、無償化になるんですけど一部給食の費用とかが有償になると、これまで無償になっていたのが逆に有償になって世帯によったら逆転現象みたいな、今まで要らなかったのにかえって要るようになる世帯も若干出てくるようなことになって、それに対して暫定的な措置でもいいから何とかしてくれないかみたいな要望も出ている。

その点、国会議員のほうにも検討してもらえるように話をしていたところなんですけれども、昨日それを聞きたいということで伝えていたら、今日、徳島新聞に大きく載ったので大体のことは分かったんですけども、補足することとか、概要、県内の市町村はどう

いう状況かというのを教えていただけたらと思います。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま古川委員のほうから、給食費のお話を頂いたところでございます。

特に、今回、ポイントとなりましたのが、給食費のうちの、副食費いわゆるおかず代、御飯ではないおかず代の部分について、議論があったところでございます。

もともと、徳島県といたしましては、昨年の10月から国の無償化を1年前倒ししまして、市町村とともに、3歳から5歳の第2子以降の方について無償化を行ってきたところでございます。

この度の10月1日からの国の無償化によって、実は、この食材料費のうちのおかず代に当たります副食費といいますのは、保育園につきましては、保育料の中に入り込んだ形で、これまで徴収をされていたというところでございます。

一方で幼稚園につきましては、そうではなくて実費として徴収していたと。どちらも徴収をしておったのですけれども、市町村ともに行っておりましたこの無償化の1年前倒しによって、第2子以降の方が無償化に、保育料の無料化によって、副食費についても、徴収されなくなっているという状況だったのですけれども、実は国のこの度の5月10日の法律改正によりまして、その部分については国はその保育所にかかる保育料のうち副食費を実費として見ますよと、保育料として見るんじゃなくて外して考えますということになりまして、その結果といたしまして、保育料ではなくなった部分、元々副食費であったのですけれども、それについて、10月以降、国の制度に移行する中で、今、逆転現象とおっしゃった、支払をしてなかったものが支払をされる必要が出てくる方がいらっしゃったというところでございます。

この点につきましては、以前からも、いろいろな御意見を頂戴しておりまして、県のほうでも、検討してまいったところでございます。

県といたしまして、この幼稚園保育所等の3歳から5歳までの子供たちの副食費、例えば、先ほどのこれまでも幼稚園が実費で支払をされ続けていたことでありますとか、在宅育児する場合においては、もちろんその昼食などを自分たちで調達されて召し上がられているというようなところもございまして、その公平性や均衡性を確保するために、今回の国の新制度に準拠した対応とさせていただいているところでございます。

市町村の対応につきましては、先ほど、委員からもお話がありましたとおり、本日の報道にもありますとおり、幼稚園や保育所について、そのおかず代副食費を一応、補助という形で実質的な減免を行っているという状況になっております。

県といたしましては、今後において国に対しまして、幼児教育保育の無償化を実施するに当たって、この副食費の話も含めまして、地方に新たな負担なく無償化の実施を確実に実現してほしいということを政策提言等において、要望してまいりたいというふうに考えております。

古川委員

分かりました。給食費、副食費そういう部分については、今は多分、市町村単独予算で対応しているという現状かなと思いますので、こういったところをしっかりと県から要望い

ただいて、また議員サイドのほうからも、しっかり要望も上げていきたいなと思っております。

あともう1点、これが一番大きい部分かなと思いますけど、今回の無償化によって、待機児童への影響について様々なことが言われています。全国的には、待機児童というのは、ほとんど0歳から2歳児、9割近くが0歳から2歳児が待機児童になっている、今回、0歳から2歳児についての無償化は、住民税非課税世帯の方に限られているということなので、私は待機児童に与える影響というのは限定的なのかなというふうな認識を持っているんですけれども、徳島県の状況としては、どういう感じなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から、無償化に伴います待機児童への影響について御質問を頂いたところでございます。

委員がおっしゃいますとおり、この今回の無償化によりまして、保育ニーズは拡大するという傾向になると考えております。

その結果として、待機児童の増加への影響ということでございます。これにつきましては、今正に古川委員がおっしゃったお話とちょっと重なるんですけれども、本県におきましても、その待機児童の構成と申しますのは、大体約9割が、0歳から2歳ということでございます。今回の対象の大きいところでございます3歳から5歳については、例えば昨年10月に、先ほど申し上げた国に先駆けての先行実施、第2子の3歳から5歳が先行して、1年間無償となったわけですけれども、こちらにつきましては、本年4月1日時点におけます、3歳から5歳の待機児童で申しますと、3歳児が9名、そして4歳児がゼロ、5歳児がゼロということでございます。

前年の1名からは増加はしているんですけれども、そうした無償化の影響を受けての激増というような形には至ってないのかなと考えているところでございます。

また、0歳児から2歳児につきましては、今もお話ございましたけれども、今回、住民税非課税世帯となっております。実はこの10月から、新たにということと言いますと、今回拡大されたのは、住民税非課税世帯の第一子の方ということでございます。更に限定的というふうになっている状況でございます。

もちろん、影響がないということは申しませんが、待機児童増加への大きな要因とまでは現時点ではならないのではないかと考えているところでございます。

もちろん、県におきましては、これまでも、その保育施設の受け皿の拡大、それから保育士の人材確保について努力してまいっております。また市町村とか、保育所・保育士支援センターなどと連携して、引き続き待機児童の解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。3歳児から5歳児の保育の需要が増えたら、その分0歳児から2歳児にも影響はあるというのは当然あるかなと思いますので、国も無償化と待機児童対策、両輪で進めている。県も両方を見ながらしっかり進めていただきたいなと思っております。

あと、直接は関係ないんですけど、この間、これも新聞報道で、学童、放課後児童クラブの待機児童数が増加傾向にあるという報道が出ていました。徳島でも46人という報道だったんですけども、これは46人のこの市町村の内訳とか、その学童の待機が出ているところの受入枠拡大の状況とか、そのあたりを教えてくださいませんか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から、学童、放課後児童クラブの状況について、待機児童の状況について御質問がございました。

新聞報道でありました全国学童保育連絡協議会の調査によりますと、本年5月1日時点で、県内で46人という状況でございました。

実は、県のほうでも、厚生労働省からの求めに応じて、市町村で調査を行っておりまして、実はそれが厚生労働省と新聞報道でございました全国学童保育連絡協議会の待機児童に対する定義の仕方が少し変わっておりますのと、同じく両方とも市町村に照会してはいますが、市町村に聞いた時点が違うということで、若干数字が異なっております。

県といたしまして、認識、把握しております数字としましては、県内で38人という状況でございます。この内訳につきましては、徳島市が30、阿波市が3、石井町が5という状況でございます。学童につきましては、本年4月1日の時点におきまして、18市町村で186クラブが運営されているという状況でございます。

それと、補足ですけれども、待機児童数につきましては、前年、同期比43人減という状況と認識いたしております。

もちろん、その学童クラブを、施設整備して支援員に来ていただいて、子供を受け入れる環境を整えていくわけなんですけれども、こちらも保育所等と同様に、各市町村におきまして、年々、整備を進めているという状況でございます。

平成31年におきましては、目標値で、8,703人を受け入れる予定でありましたところ、実績といたしましては、9,080人を受け入れる箱は作っていたという状況でございますが、地域偏在等々によりまして、結果として今38人の待機児童が出ているところでございます。こちらにつきましても、市町村と連携しながら、施設整備と学童の支援員の確保に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

よく分かりました。しっかり進めていただけたらなと思っております。

次、2点目として、先日の一般質問で児童相談所の体制強化の質問をさせていただきました。その中で、里親につきまして、更なる確保策を進めるということで、里親のリクルート、また研修からマッチング、更にはアフターケアまで包括的な支援を行うフォスタリング機関の新設など検討するということが答弁にありました。

今、幼児が亡くなるという本当に痛ましい事件が全国で起こっております。親子分離というのは躊躇なく行うのが大事だと思っておりますし、また、安易に親の元に返すということも要注意して進めなければいけないと思っております。

ただその一方で、じゃあ親の元に帰れない子供をどうしていくのか。より家庭的な環境で育てていくという視点がないと、やはり大きな問題になっていくと思っておりますので、里親、

さらには、この特別養子縁組。こういったことを進めていかなければならないと思っておりますので、このフォスタリング機関ってというのはどういうものなのか、どういう検討をされているのかということをお教えいただきたいと思っております。

石炉子ども未来応援室長

ただいま、古川委員のほうから里親委託の推進、特にフォスタリング機関について、こういった検討を進めているのかといった御質問を頂いたところでございます。

里親養育の推進につきましては、国の新たな社会的養育ビジョンにおきまして、家庭養育の推進、特に里親養育や特別養子縁組等の推進が打ち出されたところでありまして、県におきましても、こういったものを包括的に推進するフォスタリング機関の設置が求められております。

現在、今年度中に策定予定であります県の社会的養育推進計画の中でも、この里親養育推進について、またフォスタリング機関の設置につきましても、検討を進めているところでございます。

中身につきましては、ただいま委員のほうからもお話がございましたように、里親のまですりクルートから、それからまたその方がこういった方であるかといったアセスメント、また登録前後に行います、里親に対する研修。また実際に里親さんと子供さんとのマッチングや、その後の委託後の養育に対する相談、支援であったり、またアフターケアなどそういったものを総合的に包括的に実施する機関になります。

本来ならば、里親委託、また養子縁組につきましても、児童相談所が一時保護等家族分離をした子供さんの状況を見まして、里親委託がいいのか、施設がいいのかといったことを見極めた上での委託を行いますので、児童相談所の業務になってまいります。

ただ、その事業の全てを児童相談所で担うのは非常に難しい点もありますので、事業の全部であったり、一部を委託することが可能となっておりますので、本県におきましても、事業の一部を委託することで、委託先としましては、社会福祉法人等民間の機関が担うことができるようになっております。

そうしたことも踏まえまして、今後は、その委託先、また業務につきまして、一部委託ということで、こういった業務を委託していくのか。また、委託した際には、社会福祉法人で、こういった人員配置等をしていくのか、そういったことも含めまして、現在検討を進めているところでございます。

古川委員

よく分かりました。本当にこういったことをしっかり進めることが大事で、また民間ということもありました。本当に力ある民間を育てていくということは、本当に何より大事なかなと思っております。

今回、県が現状を分析している中で、児童虐待と里親対策、両方兼ねてやらなければいけないというような状況もあるということですので、今回、本年度の本当に体制強化、人事のほう、人を取ってきてもらって、しっかり強化をしていただきたいと思っております。私のほうからも人事課のほうにも、体制を作ってもらえるように持っていきたいと思っておりますので、推進のほうよろしくお願いいたします。

最後に1点だけ、6月の定例会でも聞きましたけれども、健康寿命の延伸に向けた、先ほどもちょっとお話に出ました、健康づくりのこのアプリの製作。今年度中に作って、来年4月からスタートさせたいということ、6月の定例会でも聞きましたけれども、今の進捗状況、どのような内容になっていこうとしているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから、スマホアプリを活用した健康ポイント事業につきましての質問を頂いております。

先ほど来、スポーツが大切であるという質問も頂いておりますし、人生100年時代を迎えまして、健康寿命の延伸ということにつきましては、徳島県、これからも喫緊の課題だというふうに認識しております。

そういったことから、先ほども少し申し上げましたけれども、いかにこの生活習慣病対策ということにつきましても、そのことで運動が大切かということも触れられておりますので、いかに徳島県民の方に、スポーツを知っていただくか、していただくためのきっかけ作り、スポーツだけでなく、生活習慣を見直すということで、野菜の摂取だとか、そういったことも含めまして、それから、健康診断、検診の大切さとかも含めて、健康の在り方を、また見つめ直してもらうきっかけづくりということで、このスマホアプリを活用した健康ポイント事業ということで、6月議会で提案させていただきました。

現在どんな状況かということにつきましては、委託事業者が決まったところがございます。現時点では、事業の運用だとか、それからアプリの設計につきまして、詳細の打合せをしているところでございます。

市町村、それから保険者にも、今回、この健康アプリの事業に健康ポイントシステムの事業に参画いただいて、それから協賛企業、それから提供商品につきましても、そのアプリ内でPRできるというふうな仕組みを考えまして、観光地とのコラボ、そういったところも検討いたしまして、地域経済活性化の視点も加えた仕組みということも、現段階で協議しているところでございます。

そこで、この9月30日に、市町村や保険者等を対象としました説明会を開催させていただきましたところ、多くの方の出席がありまして、各保険者、市町村等から、問い合わせを数多く頂いております。関心の高さがうかがえるところでございます。今後は、多くの県民の方に、今度は皆様に参加いただけるようなアプリの周知、それから協賛企業の募集などの効果的な広報、この活動を行っていきたいと考えております。

今回、この事業につきましては、来年度、令和2年4月の本格稼働に向けまして、市町村、保険者、企業等とタッグを組みまして、働き盛り世代、健康無関心層への働き掛け、これをより強化いたしまして、健康づくりのきっかけ、それから適切な生活習慣の確立につながるよう、魅力あるシステムになるよう、構築していきたいと考えております。

古川委員

分かりました。いろんな項目を盛り込んで、いろんなことを包括してやっていけるというのが聞けましたので面白いかなと思います。

一つ、核ができれば、いろんな膨らますこともできるかなと思いますので、しっかりとしたものを作っていただきたいと思いますし、また、来年4月の運用前までの周知というか、アピールが大変重要だと思いますので、知事にもしっかりアナウンスしてもらって、周知のほうも、今から取り組んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

須見委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(12時01分)

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時07分) それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

病院の件、東徳島医療センター、うちもございますから、同じように残してほしいという気持ちは一緒です。

ただ、医療介護の需要が急増して、支え手とのアンバランスがものすごくひどくなる2025年問題に向けて、地域包括ケアシステムというものを作っていかなければいけない。

これは、国も、誰しもが、認めていることで、私は、今回の厚生労働省の発表というのは、こういう深刻な問題に対して、著しく対応が遅れていることに対する一種のカンフル剤ではないかと。

こういうやり方、厚生労働省は好きなようで、老後の2,000万円でも大問題になりましたが、同じ観点だと私は思っております。まさにここの議論というのは、その狙いどおり、身近な病院がなくなるとの不安から、地元自治体の首長や住民の反発が予想されると記事に書かれているとおりの事が、私はある意味これは、悪いことではないと思うのです。

それくらい深刻な問題が2025年には待ち受けている。

そのことについては、乱暴なやり方ということについては、私も何ら異議はございませんから、憤りは同じですけれども、改めてこの深刻さを受け止める必要があると。

それこそが、大事なのではないかと思います。先ほど部長さんが熱く答弁されましたので、少し補足していただけないでしょうか。

岡医療政策課長

扶川委員より、地域医療構想を含めた今回の厚生労働省の取組についての受け止めというところではございました。

扶川委員から御指摘いただいたように、そもそも今回の再検証の大本になっているものは地域医療構想でございます。2025年に向けて、2025年に後期高齢者、団塊の世代が全て後期高齢者となることから、そういった時点に相応しい医療提供体制を作っていくということで、県においても地域医療構想を策定しまして、まずは公立公的病院について議論を進めて、2025年の具体的対応方針というのを合意してきたところでございます。

委員から御指摘いただいたように、高度急性期、急性期の病床については十分にある中、回復期、慢性期の病床が不足している部分があるというところで、そこにどうやって対応していくかというのが大きい問題となっているところでございます。

委員から御指摘もございましたように、厚生労働省としては一種のカンフル剤というところなのかも知れませんが、厚生労働省からは今年度いっぱい、この合意を得た具体的対応方針について、もう一度分析するように、もう一度検証するように、というところがございますので、そこについては今回、厚生労働省が示した分析はもちろんですけれども、地域の実情をしっかりと反映させながら、具体的対応方針の検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

これが出てからすぐに、私も東徳島医療センターのある関係者に見解をお聞かせくださいというふうに聞いたのですが、まだ情報が届いていないと、だからコメントのしようがないと、いずれにしても地域住民の医療を守っているという観点で、どうあるべきかということを考えなければいけないというだけの御意見でしたが、そうだろうと思います。

文教厚生委員会でも議論がありましたけれども、一体どういう病院とどういう病院を比較しているのかとか、細かな数値については全く情報がない。これは今委員会にもきちんと出していただく、とにかく全部オープンにして住民とともに議論をしていくべきだということを申し上げました。

その際、文教厚生委員会で見られた資料を見ますと、統廃合だけではなくて、ダウンサイジングや機能の分化と連携、集約化ということ、医療を過不足なく、不足なく行うという観点から、機能転換や連携を図っていくということなんだという説明が県の資料として付いておりました。

私は警察の、交番派出所の再編、署の統合については反対しておりませんが、あれは機能が上がるんです、統合して、再編して。

医療、介護についてもそうあるべきです。

そういうふうな観点で、きっちり、県として検討して、我々議会とも、住民とも、医療関係者とも議論をして、最良の策を作っていただきたい。今度は部長答弁ですかね。

仁井谷保健福祉部長

先ほど課長からも答弁いたしました。正にこの問題、地域医療構想調整会議という会議体で従来から議論をしている問題でございます。

それで、昨年度までのところ、公立公的病院からまずは議論をしております。今年度から、民間病院を含めた形での議論に我々としても高めていこうと思っていたところでの今回のこういう動きということでございますが、正にその公立公的だけに今回絞ったような形で厚生労働省から情報が出てきていますけれども、民間病院も含めた地域全体として、最良の医療体制を整えていくというのが、そもそもの調整会議のミッションでございますので、引き続きそのように取り組んでまいります。

扶川委員

何度も申し上げますけど、深刻な状況、需要が増えて支え手が減って、資金が不足すると。その中でどうやってこの危機を乗り越えていくかというのを、本当に知恵を絞らなければいけないということで、これからも引き続き議論をしていきたいと思っております。

では次に、虐待問題についてお尋ねをいたします。

まず、県こども女性相談センターと県警が今年3月に交わした、児童虐待への対応における情報共有及び連携強化に関する覚書を頂きましたので、これは私がこちらに来る前だったので知りませんでした。それに基づいて少しお尋ねをいたしたいのですけれども、それを見ますと、警察からこども女性相談センターには、虐待と思われる案件について、基本的に照会という形で情報が届けられることになっております。

その際、何を虐待で有るか無しかの判断の基準としているのか、教えていただきたいと思えます。

石炉こども未来応援室長

ただいま、扶川委員のほうから覚書に基づく情報提供についての虐待の判断基準について、ということで御質問を頂きました。

虐待の有る無しにつきましては、児童相談所が虐待の有る無しについて判断する場合については、一時保護の決定に向けてのアセスメントシートというものがございまして、そのシートに基づいて、例えば、当事者である子供が保護を求めている、また、当事者の子供さんがおっしゃるような状況が差し迫っているような状況である、また、それから虐待により既に、例えば怪我をしているとか重大な結果が生じている、そういったことが起こることが予測される、若しくは虐待が繰り返されているような状況が確認されるなどの状況の他、もう既に大きな怪我を負っているような状況については、全て虐待と判断して、情報を提供するようなことで、覚書を交わしておるところでございます。

扶川委員

今日は警察の方はおいでるのですか。では警察の側の判断基準はどういうことに基づいていますか。

樫原少年女性安全対策課長

警察の判断は、この児童虐待については、児童相談所の判断に委ねておるところでございます。一般的に、外見的に怪我がある場合は警察のほうで判断しまして、事件化であるとか警職法に基づく保護を行うといった職務を執行しておるところでございます。

扶川委員

警察のほうを持っている基準と、こども女性相談センターが持っている基準のそごはなわけですね。

それで、覚書では、こども女性相談センターが通告を受理したあと、児童と面会できず、48時間以内にこども女性相談センターや関係機関において、安全確認ができない事案に関する情報も、緊急性に乏しいと判断される事案を除いて、こども女性支援センターから警察に情報提供されるということになっております。

この覚書が、きちんと守られて警察側、こども女性相談センター側、どちらからも必要な情報というのが適宜適切に行なわれていれば、全国各地で事件が起こる度に、連携が不十分だとか、どっちに責任があるみたいな議論がされていますけれども、そういう無様な

ことにならない、そして児童虐待への迅速な対応と未然防止早期発見につながるのだと、そのように理解をいたしました。そういう理解でよろしいですね。

石炉こども未来応援室長

ただいま、48時間ルール等の運用をしっかりと守って警察ときちんと連携をした上での対応が図られているという認識でいいか、ということをおっしゃられたのかと思います。

今回、3月29日に新たな覚書を締結いたしましたのは、国のいろいろな緊急対策からの方針等も受けまして、国が示す警察との連携強化に係るいろんな、具体的な事案というのが示されておりましたので、そういったものを警察との覚書の申し合わせの中で、改めてきちんと確認したものを組み込んだものでございます。

警察との情報共有、連携につきましては、以前より覚書等も交わしまして、しっかりと連携して取り組んできたところでございますので、新たな覚書に基づきまして、より一層の連携を深め、児童虐待に対してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。実績として少しお尋ねしておきますが、この覚書に基づいて、4月以降、双方からどれだけ情報提供が行われたのか、連絡があったのかということデータを教えていただきたい。

石炉こども未来応援室長

すみません、4月以降、覚書の締結に基づいたデータ共有について今御質問を頂いたところでございますが、こちらについては、まだその4月から運用を開始したところでございまして、具体的な情報提供数についてはこちらのほうで把握はいたしておりません。

扶川委員

事前に調べてくださいとお願いしておけば良かったのですが、これは言っていなかったもので、また情報提供いただければと思います。

こちら辺がしっかりやっければ、かなり心強いと私は理解したので頑張っていたきたいと思います。

次に、市町村における児童虐待防止の体制強化についてお尋ねをいたしますが、子供の前で夫婦喧嘩をするとかが、これも虐待に当たるということで、いわゆるネグレクト事案の通報が増えて、児童相談所の多忙化が全国的に問題となっております。

その中で、児童福祉司の増員などが行なわれるわけですが、比較的深刻でない案件、あるいは児童相談所が必要ないということで、また家庭に返した案件、こういうようなものに対しては、市町村が継続してしっかり見守っていくべきだというふうなものが国の方針だろうと思うのです。

それが、こども女性相談センターの負担を軽減して、本来のこども女性相談センターの業務、先ほど里親の事も議論されましたけども、そういったものにしっかり専念できるだろうと思います。

そこで、国は、その取組の核になる拠点として、児童福祉法を改正して市町村に、市町

村子ども家庭総合支援拠点の整備に努めるようにということを言っておりますが、県下の設置状況を教えてください。

石炉こども未来応援室長

ただいま、扶川委員のほうから市町村の子ども家庭総合支援拠点の整備について御質問を頂きました。

これにつきましては、先ほども委員のほうからもありましたが、これまでも、その拠点の整備については進めるようにというふうなお話はあったのですけれども、続くいろんな重大事案の中で、市町村の体制強化ということで、昨年12月に、新しい強化プランの中で全市町村に対する拠点整備が、令和4年度までの期限を目標として設置することが求められたところでございます。

県としては、いろんな市町村との機会を捉えて、設置に向けてお願いはしてきたところですが、現時点では設置はございません。

ただ、本県、全市町村に要保護児童対策協議会を設置しておりまして、様々なそういった要保護児童への支援案件等につきまして、関係機関が連携し、またそれに対しても、児童相談所や警察が情報共有もした上で、適切に対応しているところでございます。

今後は各市町村に対しまして、この支援拠点の設置に向けまして、研修等また個別にいろんな働き掛けや相談を行うなどして、設置推進に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

まだゼロということで、積極的に進めていただくようお願いいたします。

国のガイドラインによりますと、この拠点というのは、一般子育てに関する相談から児童虐待まで幅が広い、しかも妊娠から子育て期を対象とするような、子育て世代包括支援センターとは違って、妊娠期から子供の自立に至るまでの長い間、幅広く子供のいる家庭などに関する相談全般に応じる、ということで位置付けられています。

そこで、私、若干、板野町や藍住町や北島町で設置状況を直接聞いてみたのです。

板野では、その子育て世代包括支援センターは設置済みですが、拠点のほうはまだこれからという回答でしたが、藍住や北島は、包括支援センター自体まだ作られてなくて、令和2年度をめどに作っていかうということで、前段階にあるこちらのセンターのほうも、まだ作られていない所はあると聞きました。県下の状況を教えてください。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから子育て世代包括支援センターの設置状況についての御質問を頂きました。

子育て世代包括支援センターにつきましては、委員がおっしゃいました板野町の他、これまでに鳴門市、石井町が設置をしております。

今後、来年度に向けまして、各県内の市町村に設置していただくよう、県としてもお願いしているところでありまして、そういった動きがある市町村があるところでございますので、引き続き、県といたしましては、この子育て世代包括支援センターの設置に向けまして、県内の各市町村に向けまして、準備について依頼をしているところでございます。

扶川委員

それから、包括支援センターと支援拠点、それぞれについて、これやりましょうということで提起されたのは、どの年度になるかというのを教えてください。

須見委員長

小休します。(13時25分)

須見委員長

再開いたします。(13時26分)

戸川健康づくり課長

まず、子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年6月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されまして、それによりまして、概ね平成32年度末までに全国展開に向けて、市町村は子育て包括支援センターを設置するよう努めなければならないということとなっております。

石炉こども未来応援室長

市町村子ども家庭総合支援拠点の整備につきましては、平成29年2月、法律の改正を受けて、市町村が児童に対する支援を行うための拠点整備に努めることとされた上で、拠点機能の在り方や、推進方策として国のワーキンググループより、この拠点に係る運用方針が取りまとめられ、国の設置運営要綱等が示されたところでございます。

扶川委員

令和4年度までを期限に設置していくということですね。

テナポとしては、国が定めている包括支援センターの期限が来年度末だから、これで全市町村できるのかなと思いますけども、決して早い取組をされているわけではないですね。

この設置に向けて、十分支援ができていのだろうか、市町村が前向きにどんどん取り組んでいくような支援ができていのかということも少し疑問があるので、ある町では、虐待の関係では、しっかりやれと言うのだったら金を出してくれみたいなことを言いまして、率直にそういうことをおっしゃる職員さんもおりまして、支援内容はどのようになっているのかということをお教えいただけますか。

戸川健康づくり課長

子育て包括支援センターにつきましてはの支援の状況でございますけども、この子育て包括支援センターの設置につきましては、国の補助金というものがございまして、子ども・子育て支援交付金、それから母子衛生費国庫補助金というものがございます。

センター運営のための人件費や事務費、それから施設の改修等を伴う場合は交付金、それからセンター開設のための準備の雇い上げや協議会開催にかかる事務費など、そういつ

たことに関しましては母子衛生費補助金、こういったものが活用できるということで、そういった補助金もあるということにつきましても、市町村に対しまして説明会等でお知らせするとともに、子育て包括支援センターの重要性というものも、併せて説明いたしまして、設置に向けての協力をお願いしているところでございます。

石炉こども未来応援室長

こちらの子ども家庭総合支援拠点につきましても、補助制度がございまして、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金のメニューになっております。

実施主体が市町村になりまして、国、市町村2分の1ずつの補助率で、一定の職員の配置基準や設備基準を満たせば、国からの補助金が得られるということでございます。

中身につきましては、市町村の規模等に応じまして、人の配置基準等が若干異なっておりますので、それに応じた形での配置基準になります。

こうした補助制度についてのお話や、また、そもそもの総合支援拠点の機能や職員配置などにつきましては、各種会議の機会を捉えて御説明させていただくとともに、今年度につきましては、国のほうで昨年12月に、全市町村にという目標が示されたところでもございますので、既に設置しておる市町村、今回の場合は愛媛県の伊予市から、既に立ち上がっている所の方を講師に招きまして、実際の運営の状況などお話いただくなど、勉強会等も開催したところでございます。

扶川委員

分かりました。補助金等について市町村の受け止めなどをまた、勉強してまいりたいと思いますので、是非、こういうものがあるということを徹底していただいて、意欲の有る無しが、板野町は先ほどの包括支援センターができていのに、ほかの町は遅れているということで、姿勢が、こういう結果に表れているのだと思うので、促進化を私のほうでもお願いをしていきたいと思います。

次に、ひきこもり対策についてお尋ねいたします。

委員派遣の了解を頂きまして、8月19日にひきこもり対策で全国的な先進地である秋田県藤里町を調査してまいりました。少し御紹介いたします。

藤里町の社会福祉協議会は、平成18年度に地域包括支援センターを開設し、同年度から町内のひきこもり者及び長期不就労者などの実態把握調査を始めました。

平成21年度からは家庭訪問活動を始めて、平成22年度からは、ひきこもりの人たちがやって来て社会復帰を目指す拠点として、「こみっと」という名前の施設を開設いたしました。

当初、私はこの実態把握というのは全戸訪問だけで行っていたのかと理解しておりましたが、実際には包括支援センターを設置したことによって、各機関からの情報収集が容易になって、そういうものも含めて、全体の情報を把握したようです。

113名だったかな、対象者を把握したと。把握したら実際に訪問するのは、医療や教育の専門家ではなくて、その社会福祉協議会にいる福祉職が訪問したんだそうです。

ですから専門的なカウンセリングをするのではなくて、いろいろな情報提供、例えば、この「こみっと」でこんなことやっていますよとか、あるいはこういう就労支援の事業が

ありますよとか、ごり押しをせずに情報提供をしていくという地道な家庭訪問をやったそうです。

そして、「こみっと」内には老人クラブや、ボランティア団体や、障がい者団体等の、町内の団体の共同の事務所が置かれておりまして、社会復帰を目指す訓練施設としても機能しているし、食堂が置かれていたりしている。

また、こみっとバンクといわれる、いわゆる便利屋さんみたいなものが設置されて、シルバー人材センターで請け負わないような、あまり割に合わないような仕事もそこで引き受ける、あるいは、ちょっとしたお菓子の開発をしまして、それを作る工房なんかもやっている。

いろんな、そういう受入体制を作って、ひきこもりになっている人たちが、そこにやって来ると、何でもいいからやってちょうだいと、最初はパソコンをただで見ていいから、そこで遊んでくれたらいいよみたいなことも含めてやっていたそうですが、実際に来た人はほとんど遊ばないのだそうです。

少し、働くことに関わってみたいという意欲を持って、そこに出て来るのだそうです。

それで、そこでいろんな団体の人が来ますから、自然に交流、会話がされる、親父やお袋から小言を言われると反発する青年であっても、地域に住むおじいちゃんおばあちゃんから、あんたどないしよんで、もっとしゃんとせないかんでよ、みたいなことが、これは阿波弁ですからこういう言葉でないと思いますが、そういうことを言われると、受け止めが違うんですね。

この中で、自然にリハビリができて、社会復帰をしていく、今や、この113人のひきこもりの方は、ごく一部の精神障がい等をお持ちの方を除いて、全員がひきこもりを脱出したのだそうです。

長々紹介いたしましたけれども、徳島県内には、ひきこもりの方が少なくとも6,400人以上いるだろうというふうなことを前に頂きました。外国人の労働者数より多いわけです。

しかし、徳島県内で、ひきこもりの方々を訪問支援するサポーター、ひきこもりサポーター派遣事業、国が設けている事業に手を挙げて取り組んでおるのは、三好市だけ。

その三好市では、自身がひきこもりを体験したピアサポーターが活動しているという条件を生かしてやっているわけです。

あるいは前向きに取り組む社会福祉法人が協力するという環境があってやれるのですが、そんなものは何もないのです、藤里町は。

藤里町のこの取組をされてきた事務局長さんが本を出しているのですが、そこに更に書いてあるのは、ここで、藤里町でやった取組は、全国どこの町でもやろうと思えばできます、わずか3,600人の町です。雪国の過疎の町です。

ということは、徳島県の自治体でもどこでもできるんです。ましてや福祉事務所があるようなしっかりした自治体でできないはずがない。

知恵と工夫次第で、努力次第で、ひきこもりの方々だけではなくて、この町もそうだったのですが、高齢者も、生活困窮者も含めてサポートしていく仕組みを、ノンストップで作ることができるということの確信を持ちました。

そこで、お願いをしたいのですが、こうした取組について、しっかり研究をしていただいて、ひきこもりについて全く手が付いていない、三好市以外の町についても、地域のひ

きこもりの方々を全て把握して、社会復帰をしていただけるような取組を、労働力不足解消の観点も含めてお願いしたいがいかがでしょうか。

戸川健康づくり課長

ただいま、扶川委員のほうからひきこもり対策、対応につきまして、藤里町の事例の紹介を頂いたところでございます。

ひきこもりというのは、様々な要因がありまして、その結果として、社会的参加を回避して、それで家庭内に閉じこもっているという、留まり続けているという状態を指す現象という概念でございます。

こういったことから、それぞれひきこもりの実態といたしますのは、人それぞれ違う状況にあるということもございまして、今回、その藤里町の事例を紹介いただきましたけれども、そういった藤里町の、そういった地域の特性といたしますか、小さい町がゆえに、そういった行き届いたこともできたということも考えられますでしょうし、いろいろ、その地域によって、この方法が、このモデルケースがそのまま全ての県内の市町村に当てはまるかどうかというのは、今後いろいろ検討していかないといけないと思っております。

今回、委員から紹介いただきました、こういった事例につきましては、私たちといたしましても十分、こういったケースがあるということを検討いたしまして、今現在、実態調査もしているところでございます。

今回紹介いただいた内容も含めまして、今後どういったひきこもり対策が効果があるのかということにつきまして、検討を進めていきたいと考えております。

扶川委員

実態調査、県のほうは民生委員さんに依頼して、アンケート調査していくということでしたよね。

それも大事なことなんだろうと思いますけど、民生委員さんも一つの入り口なんですよ情報の。

民生委員さんに率直に聞きました。藤里町で、民生委員さんだったら全部把握していただけますかと。そしたら、無理でしょうねとおっしゃっているのです。そうだろうと思います。なかなか隠すんですよ、近所の人に知られたくないわけですから。民生委員さんに対しても隠すわけです。だから実態調査というのはなかなか難しいと思います。

ところが、福祉のサービスを提供しているような所、地域包括支援センターみたいな所が関わりますと、個人情報がたくさん集まってくる、守秘義務がきちんと課せられている機関が情報を集めると、形が見えてくるんですね。

これも是非参考にしていただいて、ひきこもりの方の実態把握というのを進めていただきたい。大体、いるだろうと分かれば、そこを訪問して、声掛けをする、強引なやり方をしなくていいんだと言いますから、そのほうがいいと思います、実際。

しかも、専門家でなくていいと言いますので、心強いでしょう。そういう意味で、どこでもできるのではないかと私は申し上げているので、地域実態もそんなに大きく変わるわけがありません。要は、工夫だろうと思います。そのあたりをもう一回、しっかり、おっしゃっていただきましたけれども、検討して、お願いしたいと思います。

調査結果は、どの程度進んでいるのですか。

戸川健康づくり課長

ひきこもり実態調査の進捗状況の質問でございますけれども、現在、まだ3町のほうから返事が返ってきていないという状況ですので、それも頂いた上で、調査分析をしていきたいと考えております。

扶川委員

次の議会ぐらいでは発表していただけると思うので、3町にしっかりお願いをして、早くそろえていただきたいと思います。

時間はほぼありませんが、少しだけ、言ってなかったですけど、スクールロイヤーのことでお尋ねします。

国がスクールロイヤーの制度化というのを進めておりますが、それはどういうものなのかということを御説明ください。

安西いじめ問題等対策室長

先日、学校弁護士、スクールロイヤー全国配置ということで、来年度から、全国に弁護士を都道府県教育委員会に配置し、市町村教育委員会や各学校からの相談を受けるようにするとの報道がなされております。

この背景には、いじめ問題だけでなく、児童虐待をはじめ、学校や教育委員会への過剰な要求や、学校事故への対応など、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していること、また、教員の長時間勤務が深刻な問題となる中、現場の負担軽減を図ることが挙げられております。

スクールロイヤーの職務内容は、市町村教育委員会が学校に対して、一つとしては、学校や教育委員会から、法務相談への指導助言を行う、二つめとして、コンプライアンスや紛争予防に関する教職員研修を行う、三つめとして、トラブル発生時の初期対応を行う、などが想定されているところでございます。

扶川委員

時間がないので、少しだけ意見を申し上げておきますけど、私は6年間お休みしましたが、それ以前も議員をやっていたことがありまして、その時に、親の側から学校内でのいじめについて、学校や教育委員会がきちんと対応してくれないという苦情を受けました。

市町村教育委員会とか、県教育委員会とか、直接個々の事案についてお願いをしたことも再三ございました。このスクールロイヤーというのはそういう問題には全く関わらないのですか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、学校への苦情等に対して、対応するかという旨の御質問を頂きました。

今回の文部科学省の発表したスクールロイヤー事業につきましては、そういった学校が

対応が困難な場合についても活用するということがうたわれているところでございます。

本県では、昨年度より国の委託事業として、スクールロイヤーの活用事業を行ってまいりましたが、これにつきましては、いじめの防止、いじめの予防等を中心に行ってきたところでございます。

今回発表された文科省のスクールロイヤー事業については、今後、現在行っている事業の効果検証や、現場のニーズを踏まえ、国の動向も注視しながら、どうしていくか検討していくところとしておりまして、具体的などころについては決定していないところでございます。

扶川委員

弁護士というのは、依頼人の立場に立って動きます。私なんかは両側の立場を聞いて仲介に当たったりするのですが、基本、弁護士はそういうことができません。

スクールロイヤーも、飽くまで学校側、教育委員会側の立場に立って、いわゆるクレーマーに対峙すると、対決すると、そんなイメージであれば、私からすると、私の経験からすると、足りないのですよ、機能として。そのあたりは、私の理解は合っていますか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、学校側、教育委員会側に付くのかという御質問を頂きました。

本県が既に実施しているスクールロイヤーですが、これは、国の委託事業をスタートするときから、子供ファースト、子供に最善の利益を、というスタンスで事業を実施しておりまして、学校に都合が悪いところがあっても、それが法的に正しい判断でなければ、非があれば非を認め、法的にもまさしく子供に寄り添った、例えばいじめであれば、被害児童生徒や保護者に寄り添った対応をしていくということで、飽くまで子供を最優先としたものであると考えております。

扶川委員

それで少し安心しました。飽くまで、まあ言ったら、委任者は子供であると。その子供の権利を守るためのスクールロイヤーであると。

そういう立場を徹底していただければ当然、親とも、学校サイドとも、付かないですよ。ね。

中立的な立場から、本当に子供の立場に立った相談をやっていただけるだろうと思います。

そういうものであれば、私は有効だと思うので、検証の結果を踏まえて、十分機能するスクールロイヤーというのを作っていただきたいということをお願いして終わります。

井下副委員長

私のほうからは、前回の委員会で通告なしで言ってしまいまして、お答えがなかったのも、また同じ質問をさせていただきたいなと思います。

家庭教育支援条例に基づく庁内連携についてですが、私は教育の基本は、学校ではなくて家庭や地域にあると考えております。

しかし現状は、親の就業環境の変化や地域コミュニティの希薄化などで、学校にすごいいろいろなものが求められている状況があり、学校にはその責任まで課せられているように思います。

今、先生の働き方改革も含めてお伺いしたいのですが、本県で条例化されている家庭教育支援の現状について、教えてください。

家庭教育支援というのは、学校の負担軽減、また虐待対策、貧困対策、また発達障がいへの対策などの幅広い分野においての効果が期待されております。

そのためには、教育と、例えば福祉などの、庁内の枠組みを超えた取組が必要だと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

倉橋生涯学習課長

ただいま、井下副委員長から、家庭教育支援条例に基づく庁内連携に関する御質問がございました。

条例の基本理念に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない、とありますように、家庭教育に関係します部局が連携して、情報を共有し、各事業に取り組んでいく必要というものがあるというふうに認識しております。

それで、現在、徳島はぐくみプランですとか、とくしま青少年プランなど、知事部局で所管いたします計画の中には、家庭教育の支援に関します施策が盛り込まれておまして、各プランを推進する中で情報共有、連携しながら取り組んでいるところでございます。

また、関係課、次世代育成・青少年課、労働雇用戦略課が集まり、家庭教育支援条例に関し、それぞれの所属から取組についての情報共有を図りまして、事業実施の面での連携協力の可能性など、効果的な施策実施に向けてアイデアを出しながらの検討を行ったところでございます。

引き続き、情報共有に努めますとともに、各課の取組について、相互に周知協力を図っていくなど、家庭教育の支援に係る取組を進めてまいりたいと考えております。

井下副委員長

今のお答えであれば、既に連携を取られているということによろしいのでしょうか。

もし、今、集まってお話をされているということであれば、いつ、どのくらいの期間で集まっているか、もし分かれば教えてください。

倉橋生涯学習課長

先般、8月6日ですが、3課が集まりまして、情報共有、情報交換を行ったところでございます。

井下副委員長

その時にどんなお話をされたのか、教えてください。

倉橋生涯学習課長

各課が行っている施策についての情報共有，それから，例えば，子育ての孤立化を防ぐ目的で，当課が実施しております「親なびワークショップ」がありますが，そういった事業につきまして，次世代育成・青少年課ですとか，労働雇用戦略課の事業の中で発信していただくことが可能かどうかといったような，情報を多角的に発信することによりまして，確実に家庭に情報を届けるようなことの方策，そういったことについてのアイデア出しを行ったところでございます。

井下副委員長

虐待対策など一つ取ってもそうなのですが，何かあってからどうするかではなくて，起こる前にいろんな早期発見，早期解決していく，そのための家庭教育支援だと私は考えております。

その上で，今，言っていたいたいろいろな取組の中には，既に取り組んでおられるものもあります。

大体，ほとんど確認したら，既に活動している方向けのフォローアップとか，スキルアップの講座，また保護者向けのリーフレットの配布などがベースになっているのですが，これは私の感覚ですと，その取組だと本当に必要な所の支援というところまで，なかなか，掘っていけないのではないかと思っているのですが，どのようにお考えでしょうか。

倉橋生涯学習課長

委員のお話にありますとおり，十分かどうかというところまで今後検証して取り組んでまいりたいと考えております。

井下副委員長

今，教育委員会のほうからだけ御答弁を頂いているのですが，一応この条例の主管には，先ほどおっしゃっていただいた，生涯学習課，次世代育成・青少年課，労働雇用戦略課と担当の部署がありますので，是非，それぞれに集まって対応していただきたいのですが，常設じゃなくてもいいので，この家庭教育支援の庁内連携ができるようなチーム作りというのは，今後考えてはいただけないでしょうか。

倉橋生涯学習課長

庁内的なチームを設置してはどうかというふうな御意見を頂きましたので，検討してまいりたいと考えております。

井下副委員長

他の部署の方，どのようなお考えでしょうか。

高石労働雇用戦略課副課長

徳島県家庭教育支援条例でございますが，家庭教育を地域全体で支援する社会的機運を醸成することで，子供たちの健やかな成長に喜びを実感できるよう徳島県の実現を目指しているところでございます。

条例におきましては、県の責務それから市町村の連携、その他保護者、地域住民、特に事業者の役割ということがございます。

労働行政の中では、県の責務と事業者の役割という中で、事業者と連携した取組、徳島県はぐくみ支援企業推進事業におきまして、企業が実施する自主的な取組に対して県が認証表彰を行い、広く周知紹介し子育てを支援している労働者等の仕事と家庭生活を両立できるように、職場環境づくりに取り組む企業の促進を図っているところでございます。

副委員長からご提案のありましたように、今後とも教育委員会共々連携させていただきまして、この条例の理念に即した形での実現を目指していきたいと考えております。

井下副委員長

今ちょっとお答えいただいたんですが、庁内連携のチーム作りについては、どのように思われますか。作ることは可能ですか。

高石労働雇用戦略課副課長

教育委員会との連携については、前向きに考えていきたいと考えております。

飯田次世代育成・青少年課長

今、井下副委員長のほうから質問を頂きました徳島県家庭教育支援条例、これにつきまして、生涯学習課それから労働雇用戦略課とともに連携しながら、この理念にのっとり取組を進めているところでございます。

簡単に我が課のほうの御説明をさせていただきますと、県の青少年健全育成条例の適正な執行ということで、県内の青少年補導センターなどと連携しながら補導を行いまして、補導件数につきましては御承知のとおり、年々漸減傾向にあるところでございます。

また、徳島青少年プラン2017に基づきます青少年健全育成条例施策の総合的推進や、防ごう少年非行県民総ぐるみ運動推進大会などなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めているところでございまして、この条例の理念にありますとおり、そして、また副委員長の御指摘がありましたとおり、家庭に届けるといふところをどのように効果的にやっていくかということについて、これから御指摘を踏まえながら更に検討を行ってまいりたいと思います。

また、先ほどのチームにつきましても、教育委員会と連携をしながら前向きに考えてまいりたいと考えております。

井下副委員長

文部科学省からの報告によりますと、家庭教育支援で特に効果があったものとして、学校や保健福祉部局との連携協力体制の構築や強化というのが上げられておりますので、是非進めていっていただきたいと思っております。

私が言うよりも、恐らく現場にいる皆さんが一番感じていらっしゃると思うのですが、行政の縦割りで弊害になっていることがあれば取り除いていくというのが我々議員の仕事でもありますし、また、その弊害の中で苦しんでいる子供たちがいるのであれば、早急に取り組んでいきたいと思っております。

また先日の政策条例検討会議で家庭教育支援条例の評価検証については、次年度以降に行うということになりましたので、是非次年度においてしっかりと新しい取組、いま、全国18自治体ぐらいしか多分制定していない条例ですので、先進的な取組を期待していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

続いて、もう一個お伺いしたいと思います。

本委員会の名前にもなっているのですが、人材育成における庁内連携についてちょっとお尋ねさせていただきます。

まず、本委員会の名前である人材育成ですが、人材とは誰を指すのか。またその育成を誰がやるべきとお考えですか、お答えください。

須見委員長

小休します。(13時58分)

須見委員長

再開いたします。(13時59分)

小倉学校教育課長

ただいま、副委員長から人材の育成ということについての御質問がありました。

本県の人材の育成は、県の目標にも掲げられておりますが、教育委員会ではその人材育成のひとつとして高校生であるとか、小中学校、学校での教育を通じて人材育成は行っております。

井下副委員長

今、教育委員会さんからお答を頂いたのですが、ちょっとざっくりした聞き方にしたのは、次世代人材育成なんですが、恐らく全員で取り組んでいくというのが本来正しいのかと思っております。

それに伴って、今教育委員会さんからも御答弁があったのですが、徳島県教育振興計画において、次世代の地域産業や社会を担う人材の育成が求められておると書いておりますが、地域の産業や社会を担う人材育成がどのように必要なのかを知るために、地域の企業や産業に関わる方々のニーズを聞かないといけないと思っておりますが、それはどのように聞き取りをしているか。また、その企業ニーズや地域ニーズをどのように学校教育に反映しているかを教えてください。

小倉学校教育課長

副委員長から、ニーズをどのように取り入れて人材育成していくのか、学校において教育を行っていくのかという御質問がありました。

徳島県の教育委員会では、キャリア教育を進めておりまして、本県がキャリア教育の方向性を示して各学校に共通認識を持って、教育に取り組むようキャリア教育推進指針というものを策定しております。

このキャリア教育推進指針につきましては、学校関係者のみならず経済団体、有識者が

集まりまして、キャリア教育の取組について協議・評価を行いまして、指針に取り込んでおります。

例えば、一例でございますが、キャリア教育推進協議会の委員の中には徳島県の商工会連合会の会長であるとか、経営者協会の会長、また首長部局として徳島県産業人材育成センターの所長、そういった方々と一緒になって、こういった指針を示して学校教育にしっかりつなげているというところで対応しております。

井下副委員長

今、キャリア教育のほうでやられていると思うのですが、池田高校の再編計画の中にも地域の発展に貢献できる人材育成をするために再編して統合していくのだということも書かれております。

その上で地域によってニーズというのはそれぞれ変わってくると思うんですが、例えば、私の地元三好市では今観光産業を基幹にすると、合併の時にそういうことも言われておりまして、観光に携わる人材の育成をしようと思うと、今何か弊害になってるものとか、やっていかなければいけないとか、本当にまだできてないとかあれば現状を教えてください。

小倉学校教育課長

今、副委員長から池田高校のお話も出ましたので、まずは池田高校の中の観点で取組とかも紹介させていただきます。

その他の、観光人材の養成と育成につきましては学校以外でもやられるかと思っておりますので、その部分については申し訳ありませんが、ちょっと私からは答弁を控えさせていただきます。

池田高校では、地域の資源を活用しようという取組を、探究科を通じてやっておりまして、例えば、高校生が商店街に一緒に出向いて、商店街の方々と活性化について議論をする。あるいは地域の資源ということで、三好地域は非常に豊富でございます。東祖谷にフィールドワークに行くとか、そこで蕎麦の調理方法を研究するとかということを地元の方と一緒にやって、高校生が地域の魅力をどのように発信していくか、また地域の企業がどのような仕事をしているのかということと一緒にやられていると聞いております。

また、その中で先ほど副委員長から指摘もありました地域の産業界なのですが、池田高校の場合は、三好商工会議所さんと高校生同士が意見交換するという場を高校として設定しまして、高校の生徒さんと地元の方と商工会議所の方々との意見交換などは実施しているということです。

井下副委員長

その商工会議所の取組の委員長を実は僕がずっとやらせていただいております、今商工会議所から何かを持って行こうと思った時にやっぱり学校の中の負担と言うか、カリキュラムが決まっています、なかなかその負担の中で高校生自身にも余裕がないというような状況ができております。

それで、今後、庁内連携の一つとして、他の部署でもし仮になのですが、商工関係で学校の負担を軽減できることがあるのか。あれば、お答え願います。

住友商工労働観光部次長兼産業人材育成センター所長

現在の教育委員会と商工労働関係の連携についてでございますけれども、今のものづくりということでもまいりますと、その高校で例えば工業系高校の生徒さんを県内の産業界あるいは企業と引き合わせて、その中で実際の技術を高めていただく、あるいは地元企業を知っていただくということで、その職場に行き体験していただくという取組を進めております。

これは正に産業人材育成のための教育の分を産業界で、商工労働関係で担っているところでございます。

また、小さい時から職業観の育成、醸成というのは大事になってまいりますので、そういったものを進めるための様々な実体験ができるようなフェアでございますとか、それから関係団体と連携いたしまして、その職業に関する地域の産業に対する認識、あるいは仕事とはどういうものかということを知っていただく取組というのも、商工労働関係の団体とも連携しながら進めております。

その点、教育委員会関係と連携しながら、分担しているところかと考えております。

井下副委員長

先ほど家庭教育支援の中でも言ったのですが、学校の負担軽減というところから見ても、本当に地域や地域の企業、その取組と連携というのはもっとやっていかないといけないなと思います。

また、さっきも言いましたが、地域の未来を担う人材育成ということであると、地域の経済状況ですとか、そういうものが大きく関わってきますので、もっともっと庁内で連携していただきたいと思っておりますが、そちらに関しては現状では多分、教育委員会さんから他の部局に一方的に投げていくような姿勢なのかなとは思っておりますが、実際はどうなっていますか。

小倉学校教育課長

庁内の連携状況ですが、教育委員会のほうから一方的に投げると言いますか、例えば、本県も教育委員会が主催として、高校生に県内企業のバスツアー企画とかをお願いしたりとかしています。

あと企業の出前講師として企業の方に学校で説明してもらおうとか、そういった際は教育委員会から商工労働観光部長に御相談をしまして、どういった企業がいいのかとか、そういう相談をさせていただいて、企業さんを御紹介いただいたり、仲介くださったりといったような協力は得られてはおります。

井下副委員長

学校の中で何かやろうと思うと、まず学校のほうの状況というのが優先されると思います。とはいえ、他の部署が持っている子供人材育成の環境づくりの中で持っているものというのもありますので、常に連携を図りながら今後も進めていっていただきたいなと思っております。

全国的に、今革新的な取組をやっている高校というのがほとんど市町村立とか、神山もそうかも知れませんが、民間というのが本当に増えてきていますので、何とか県立高校、大半、徳島県の場合は県立高校がほとんどですので、そういったもし無くなってしまう前にしっかりと残していく。またとんがったような政策と言うか革新的な取組をもっともっとやってほしいなと思っております。

須見委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし。」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時08分)